

規定する施設を除く。

- (2) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第1項に規定する営業許可を受け、又は受けようとする飲食店で、主として観光客に飲食のサービスを提供する食事休憩店
- (3) 観光農園、キャンプ場及び工場における観光客受入れのための施設等の観光関連施設であって、観光振興上融資することが適当と認められるもの
- (4) 旅館組合等が整備を行う駐車場、インフォメーションセンター、地域物産センター、イベント広場等

（融資資金）

第3条 県は、この制度の運用のための資金を、予算の範囲内で、取扱金融機関に預託するものとする。

2 取扱金融機関は、預託を受けた資金に、300パーセント以上の自己資金を加えて融資枠を設定し、この要項の定めるところにより融資を行うものとする。

（取扱金融機関）

第4条 前条の取扱金融機関は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 肥後銀行
- (2) 熊本ファミリー銀行
- (3) 商工組合中央金庫熊本支店
- (4) 熊本信用金庫
- (5) 熊本第一信用金庫
- (6) 熊本中央信用金庫
- (7) 天草信用金庫
- (8) 熊本県信用組合

（融資対象者）

第5条 この制度の融資の対象となる者は、次に掲げる要件を備えているものとする。

- (1) 引き続き1年以上県内に住所を有する者
- (2) 取扱金融機関の取引停止処分を受けていない者

（融資対象経費）

第6条 融資の対象となる経費は、融資対象施設の新築、増改築、改善等に要する経費で、観光客の利便性の向上に直接寄与しない部分（従業員宿舍等）を除いたものとする。

（融資条件）

第7条 取扱金融機関が行う融資の条件は、次のとおりとする。

- (1) 融資額 融資額は、総事業費の80パーセントを超えないものとし、以下のとおりとする。

ア 宿泊施設においては1事業者当たり150万円以上8,000万円以内

イ その他の施設においては1事業者当たり150万円以上4,000万円以内

- (2) 融資利率 年利2.4パーセント以内
- (3) 融資期間 13年以内（うち据置期間1年以内）
- (4) 返済方法 原則として元金均等分割返済
- (5) 申込期間 平成16年6月30日から平成17年3月31日まで
- (6) その他 前各号に定めるもの以外の融資条件については、取扱金融機関の定めるところによる。

（融資の申込み）

第8条 融資を受けようとする者は、熊本県観光施設整備資金融資借入申込書（別記第1号様式）により取扱金融機関に申し込むものとする。

2 取扱金融機関は、前項の規定により提出された申込書に意見書（別記第2号様式）を添えて知事に協議するものとする。

（審査結果の通知）

第9条 知事は、前条の規定により協議を受けた場合は、その内容を審査し、その結果を熊本県観光施設整備資金融資審査結果通知書（別記第3号様式）により取扱金融機関に通知するものとする。

（融資の決定）

第10条 前条の規定による審査結果通知を受けた取扱金融機関は、速やかに融資の可否を決定し、その結果を熊本県観光施設整備資金融資決定報告書（別記第4号様式）により知事に報告するとともに、可としたものについては、遅滞なく融資をするものとする。

（歩積、両建等の禁止）

第11条 取扱金融機関は、この要項に基づく融資について、いかなる名義をもってするを問わず、歩積、両建等の条件を付けてはならない。

（融資状況等の報告）

第12条 取扱金融機関は、資金の融資を行った場合には、速やかに熊本県観光施設整備資金融資実行報告書（別記第5号様式）により知事に報告するとともに、平成17年4月10日までに融資状況を熊本県観光施設整備資金融資残高報告書（別記第6号様式）により知事に報告するものとする。

（事業完了の報告）

第13条 融資を受けた者は、融資に係る事業の終了後速やかに熊本県観光施設整備資金融資対象事業完了報告書（別記第7号様式）により取扱金融機関を経由して知事に報告するものとする。

（繰上償還）